

前橋市銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の改正について（議案第
77号）

文化財保護課

1 改正の理由

群馬県部設置条例の改正により、県文化財保護行政が教育委員会から知事部局に移管されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

趣旨規定において、引用している群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例を「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に改める。

3 施行期日

公布の日